



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

# データの利活用に関する課題と データ保護の在り方

デジタル行財政改革推進会議

データ利活用制度・システム検討会（第1回会合）

2024年12月26日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
プロトタイプ政策研究所長 落合孝文



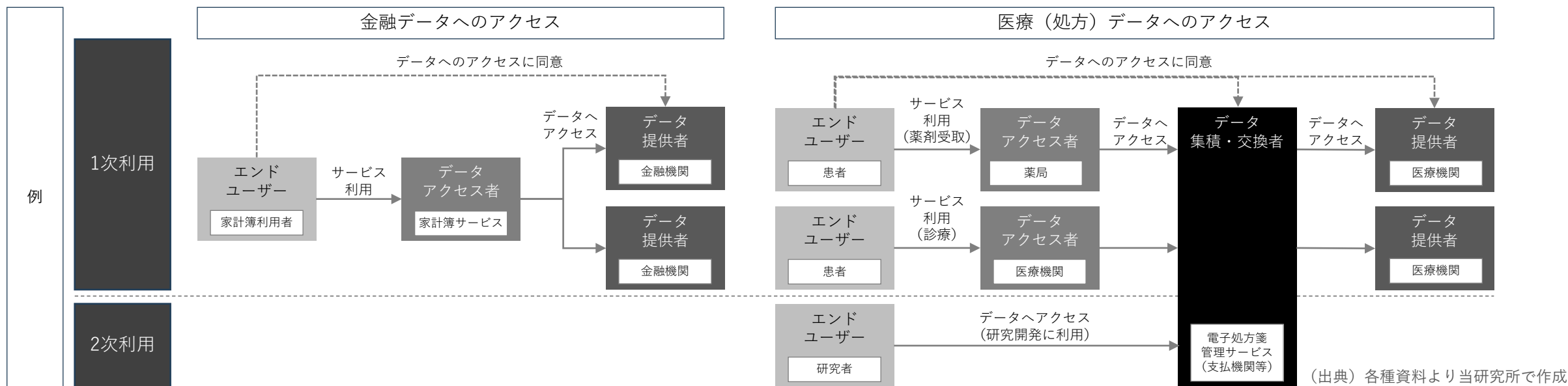
## 本資料による検討の前提

- 本資料の検討対象としては、公的な介入・関与が必要な場面、状況が正当化されやすい公共データ・準公共データも対象に含めている
- なお、「準公共」データに関する明確な定義は存在しないと考えるが、本資料では「多様な主体がその成立に関与し、同時に利活用の便益も多様な主体（国民全体を含む）に及ぶデータ」として仮置きで定義する
- データの生成には個人（自然人）の関与が相当程度想定され、個人情報保護の在り方も当然に念頭には置くものの、法人がエンドユーザーとして利用する場面など、ステークホルダーが多岐にわたる点も考慮し、全体としてデータを利活用する視点で検討を行う



# 用語定義① 主体に関する定義

名称	定義
データ提供者	データを生成し、エンドユーザー、データアクセス者又はデータ集積・交換者からのデータアクセスの対象となる主体
データアクセス者	エンドユーザーへのサービス提供を目的として、エンドユーザーの同意の下で、データ提供者又はデータ集積・交換者にデータアクセスを行なう主体。エンドユーザーの代理として当該アクセスを行う場合がある
エンドユーザー	最終的にデータやサービスを利用する主体。法人・個人の両方を想定する
データ集積・交換者	データ保有者へのデータアクセスを行い、データの集積又は交換を行うためのハブやポータルとして機能する主体。データ集積時に匿名加工等を行う役割を担う場合も想定される





## 用語定義② 1次利用と2次利用

分類	定義	例
1次利用	エンドユーザー（一般国民、市民等）が <b>自分自身のサービス利用を目的</b> として、自身のデータへのアクセスをステークホルダーに許容する利用形態	医療分野 医療機関→薬局等の医療専門職、医療機関間でのデータの連携
		教育分野 学校⇔児童、家庭、教育機関、地方公共団体間でのデータの連携
		金融分野 金融機関→電子決済等代行業者等（家計簿サービス等）間でのデータの連携
2次利用	エンドユーザー（研究者、公的機関職員等）が <b>公的利用や研究開発を目的</b> として、他者のデータにアクセスする利用形態	<p>公的機関、学術機関等による政策等目的での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術目的での利用</li> <li>・公共政策目的での利用</li> <li>・研究開発目的での利用</li> </ul> <p>→研究開発目的では、創薬等の場合は民間企業による利用も想定される</p>

（出典）各種資料より当研究所で作成



# 比較的短期で検討すべき事項

## 医療

- 1次利用に関する同意に依存しないガバナンス手法の検討
- 2次利用に関する仮名加工情報の作成、利用に関する要件の一層の整備
- 救急搬送等の場合の、既往症例、服薬歴、通院歴等の搬送先への必要・十分な範囲での情報提供

## 教育

- いじめ、不登校、子供の貧困等の喫緊の課題
- 大学院等の高等教育におけるリカレント・リスキリング関連のデータ取得と、人材市場への（大学院等からの）プッシュ型の情報提供枠組の検討
- 学校及び校外での学習効果・教材利用状況の測定、社会活動支援、学校・教師等の支援

## 金融

- 安全なスクレイピングの維持による、データ連携の急激な解消の回避
- 大手クレジットカード、電子マネーへのAPI接続連携の実現
- オープンファイナンス政策の対象の検討
- 更新系APIの利活用方策の検討



# 【主題】 データの利活用に関する課題とデータ保護の在り方

## データの利活用に関する課題

- ① 総合的な戦略の必要性
- ② データ利活用の目的(1)(2)(3)(4)
- ③ 公的関与・介入が必要な分野・領域の明確化
- ④ データの生成、定式化、標準化(1)(2)(3)
- ⑤ セクター毎の検討の必要性
- ⑥ データへのアクセス条件(1)(2)(3)(4)(5)

## データ保護の在り方

- ⑦ 基本的考え方
- ⑧ 利活用推進機構、監督機構の整備
- ⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応
- ⑩ プロファイリング、ダークパターン等への対策
- ⑪ オプトアウトの扱い
- ⑫ コンプライアンスコスト低減に向けた新技術の活用
- ⑬ 1次利用時の課題(1)(2)
- ⑭ 2次利用時の課題(1)(2)
- ⑮ 政策手段(1)(2)

## 補足：オープンデータ関連

- ⑯ オープンデータに関する取り組み（欧州）
- ⑰ オープンデータに関する取り組み（米国）
- ⑱ 国際比較を踏まえての準公共で注力すべきセクター



# 金融領域での課題

プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

項目	小項目	課題の内容
データ利活用の課題	① 総合的な戦略の必要性	銀行と他の金融事業の発展段階・規制強度を分けて捉える必要がある 資産形成促進・リテラシー向上などの政策目的も考えられるか
	② データ利活用の目的	「公益目的」が考えられるか（例：消費動向の調査や企業倒産の検知など）
	③ 公的関与・介入が必要な分野・領域の明確化	一定サイズ以上のユーザー数を獲得している事業者は実態として社会インフラ的な要素を有していると言えるか
	④ データの生成、定式化、標準化	（契約無しでのアクセスを認める場合）組織の実在性や認可を受けている証明機構が必要になる スクレイピングからAPIへの移行促進とデータ品質の継続的確保を丁寧に議論する必要がある 標準化の対象となるべき金融データとは何か
	⑤ セクター毎の検討の必要性	振込・送金などの更新系や清算機関の存在、CBDCなどの今後の決済システムとの連動は金融セクター独特
	⑥ データへのアクセス条件	N:Nの契約が発生する現状をどう評価・改善するか 無償化、価格、互惠性の議論をどう捉えるか
データ保護の在り方	⑦ 基本的考え方	—
	⑧ 利活用推進機構、監督機構の整備	標準化などを担う、英国に倣った推進機構が必要ではないか
	⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応	公的機関による決済の不正利用率の把握が必要ではないか API連携のセキュリティ対策は非金融領域でも適用可能ではないか UXを念頭に置いた認証簡素化などは考えられるか 経済安保・犯罪抑止上の対応が必要かどうか
	⑩ プロファイリング、ダークパターン等への対策	スコアリングが多面的に行われる業態ゆえの課題があるか（プロファイリングなど）
	⑪ オプトアウトの扱い	オプトアウトを想定する状況は発生しないか
	⑫ コンプライアンスコスト低減に向けた新技術の活用	AML/CFT対応負荷を低減する集積的な仕組みは考えられないか
	⑬ 1次利用時の課題	POSや商取引データと金融データとの組み合わせをどのように実現していくか データの最新性をどのように確保した連携が進められるか
	⑭ 2次利用時の課題	EBPMなどの公的利用に向けて、世論の賛同を得やすくする環境整備が必要ではないか
	⑮ 政策手段	不正利用情報の共有などが考えられるか



# 医療領域での課題

項目	小項目	課題の内容
データ利活用の課題	① 総合的な戦略の必要性	医療DX本部といった総合的検討・調整機能が継続的かつ統合的に役割を果たすべきではないか 医療と、介護・福祉系とで、発展段階を分けて捉える必要があるか、またどのように連携を図るか
	② データ利活用の目的	救急搬送等を念頭に置いた1次医療の充実や、公的な医療・介護等の支援施策の充実化が考えられるか
	③ 公的関与・介入が必要な分野・領域の明確化	医療は公的支援の必要性が高く、介護等も必要性が高いが、非常に広範な整備となるのでどこまで実施できるかなお、研究開発や、PHR等の領域でもどの程度の支援が必要と考えられるか
	④ データの生成、定式化、標準化	医療データの処理業務自体の標準化支援の必要性は無いか（標準の情報交換仕様としてはHL7 FHIRを推奨）
	⑤ セクター毎の検討の必要性	要配慮個人情報の取扱、本人同意を得ることが難しい状況などへの対応が必要
	⑥ データへのアクセス条件	電子カルテ自体の普及・HL7 FHIRへの対応をより促進する必要はないか
データ保護の在り方	⑦ 基本的考え方	人口減少社会における医療・介護等の体制維持と、患者保護の充実化に関する理念の設定や視点は十分か
	⑧ 利活用推進機構、監督機構の整備	総合的検討・調整機能の発揮に加え、医療分野の医療情報、研究倫理にも通暁した監督機構の整備
	⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応	サイバーセキュリティ対応等を含め、医療機関における情報漏洩対策は十分か パンデミックや災害の場合等の、公的機関への情報集約や再提供の仕組みをどう考えるか
	⑩ プロファイリング、ダークパターン等への対策	2次利用の場面での禁止事項の整備をどのようにするべきか（マーケティング等の禁止領域の設定、本人への働きかけに関するホワイトリストの整備をどうするか）
	⑪ オプトアウトの扱い	医療情報の集積の観点で、どのような場合にオプトアウト制限が許容されるか、2次利用はどう考えるか
	⑫ コンプライアンスコスト低減に向けた新技術の活用	高度な技術適用の前に、標準化や業務の共通化そのものの課題が大きく、データの生成・提供に関して、提供側及び利用側の対応のコストを低減できるための支援策を整備できないか
	⑬ 1次利用時の課題	同意に依拠したガバナンスのあり方について、どのように見直しができるか
	⑭ 2次利用時の課題	仮名加工情報の作成及び取扱枠組に改善の余地があるのではないか
	⑮ 政策手段	全般的に法整備による正当化根拠の整理が必要ではないか 共通化・標準化による全般的な医療・介護等の体制維持に向けた支援の視点が必要ではないか





# 教育領域での課題

項目	小項目	課題の内容
データ利活用の課題	① 総合的な戦略の必要性	目的や政策課題の明確化、ステークホルダーのニーズなどを改めて確認する必要があるか データ連携の前提として、共通機能のあり方やいわゆる「三層分離」について、検討すべき点はないか
	② データ利活用の目的	生徒、教師等のエンドユーザーの利便性向上（より柔軟な学習環境の提供）、イノベーション促進（民間によるAIを活用した教育産業振興）などの目的が想定されるか
	③ 公的関与・介入が必要な分野・領域の明確化	教材利用等のデータの収集が必ずしも進んでおらず、整理が必要ではないか
	④ データの生成、定式化、標準化	前提条件として公教育環境における端末整備・通信環境整備のより一層の充実が必要ではないか 校務情報の県域レベル・全国レベルでの標準化は必要ないか 学習の活動情報（xAPIの詳細記述内容）に関する標準化は必要ないか 児童生徒のIDとしてプラットフォームのIDを利用することに課題はないか
	⑤ セクター毎の検討の必要性	地方公共団体（都道府県・市区町村）と各学校ごとに複雑にデータが分散しているため、ガバナンスやデータ連携手法など教育分野独自の取組が必要になると考えられる
	⑥ データへのアクセス条件	学習系システムから校務系システムへのデータの流は想定できないか 民間企業が保有するデータへのアクセス条件を検討する必要があるか パーソナルデータの生徒等のエンドユーザー側での管理のアーキテクチャをどのように整備するか
データ保護の在り方	⑦ 基本的考え方	競争政策や消費者保護的な理念や視点は十分か
	⑧ 利活用推進機構、監督機構の整備	地方公共団体の首長部局、教育委員会部局なども含め、関係機関が分散しているため、より統合的に司令塔の役割や、教育業界の状況を理解した監督機能を担う機構が必要ではないか
	⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応	民間企業からの学習記録システム（LRS）の学習行動履歴データへのアクセスについて、セキュリティ対策を検討する必要があるか
	⑩ プロファイリング、ダークパターン等への対策	フィルタリングに関する課題や、民間企業のサービスと連携したときに課題があるのではないか
	⑪ オプトアウトの扱い	公的利活用にも必要なデータについては、2次利用におけるオプトアウトを前提とすることはできないか
	⑫ コンプライアンスコスト低減に向けた新技術の活用	IDに関する仕組みの整備をできないか
	⑬ 1次利用時の課題	学校にはセンシティブな情報も多く取り扱われており、データの内容により個人ベースでのアクセス管理をどのように整備するか
	⑭ 2次利用時の課題	学習記録システム（LRS）からのデータ集積方法を検討する必要があるか 医療と同様に仮名加工情報を活用できる枠組みの整備が必要ではないか
	⑮ 政策手段	初等中等と、高等、大学、就業の場面で縦割りでのデータ整備がされているのを統合的に議論できないか



## 検討の方向性

- データ利活用の共通方針、推進、監督の機関を整備し、データ利活用に関するコミュニティ、人材育成なども含めて、共通の言語、社会的な共通の土台を整備した上で、タコツボ化しない、総合的な議論が必要
- 一方で、分野ごとのデータ利活用の目的とそれによる課題解決の必要性も踏まえ、当該分野での公的関与がどの程度正当化されるか検討し、議論の場の提供・共通機能の提供・公的扶助・法整備のような共通化・標準化・連携基盤の整備について、個別分野の状況を踏まえて、個別のインセンティブ調整がなされることが重要
- データの生成・提供・アクセスに当たっては、各分野のインセンティブ構造を確認しながら、公正な競争環境の整備、消費者又は中小企業等の利用者保護、個人データ・産業データの内容に応じたデータ保護の視点を総合して、データ連携のための社会基盤整備、アクセス条件の整備が制度、システムの両面を統合した側面からなされることが必要



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

# データの利活用に 関する課題



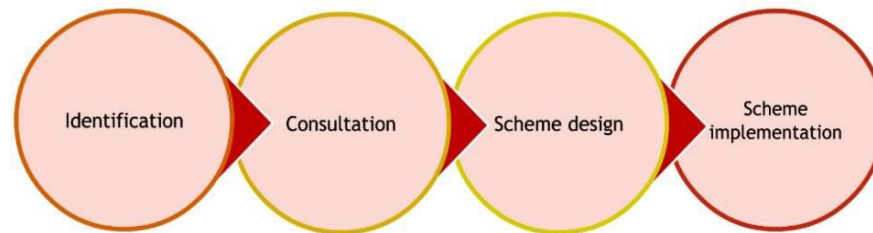
## 課題① 総合的な戦略の必要性

- データの利活用について検討する場合、以下を念頭に、全体像を適切に把握した上で、法制・システム等を総合的に検討する必要があるのではないか
  - データ利活用目的の明確化と政策的優先度
  - データの現在の状況（生成・定式化、標準化、保有、集積、活用等の状況）
    - アクセス確保に向けたデータ整備を想定した場合のステークホルダー（特にデータ提供者）の負荷
  - 解くべき政策課題の明確化
  - ステークホルダー（特にエンドユーザー及びデータアクセス者）のニーズ



# 課題① 総合的な戦略の必要性（参考）

- 英国では各分野ごとの段階に応じた政策を検討している



項目	段階1	段階2	段階3	段階4
	識別段階	協議段階	方式デザイン段階	実施段階
検討・実施項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者をエンパワーする方策</li> <li>セクター内競争への影響度合い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキームの素設計</li> <li>関連セクターに必要なコスト見積（影響評価）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象データの設定</li> <li>対象データ収集/使用/提供方法の検討</li> <li>特定のサービスの利用方法（APIやデータ標準の検討を含む）</li> <li>意思決定機関、執行者、インターフェース機関の役割</li> <li>消費者の苦情対応と救済策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキームの導入</li> </ul>
該当分野	金融／運輸／住宅／小売	エネルギー／電気通信	—	銀行

（出典）英国「[スマートデータロードマップ](#)」等から当研究所作成



## 課題② データ利活用の目的 (1)

- データ利活用目的として、想定すべき内容は何か

例：

- 公益的な目的（国民の福利厚生の上昇、国民の生命・身体・財産の保護、社会的課題の解決等）
  - 創薬等をつうじた健康状態の改善
  - より良い医療・教育へのアクセス確保
  - 防災関連データへの緊急時のアクセス確保
  - 自動運転での安全性の確保や地域の足を確保するための交通情報の連携
    - IoT情報とフィジカルインフラの情報が連携して、初めて自動処理が可能な事業が展開可能になり、中長期的な課題解決に繋がる可能性など



## 課題② データ利活用の目的（2）

- データ利活用目的として、想定すべき内容は何か
  - 〈公益目的を捉える際の視点〉
    - 典型的な公益目的を掲げ、個別分野で法制度、政策によって特に強く実現を求めているものは、データ整備の必要性からも考慮すべきではないか
    - 多数の関係者の自動化・省力化を担うことができる場合
      - データ利活用による自動化の進展により、人口減少社会での人手不足解消に繋がるような、多数の関係者の自動化・省力化を担うことができる場合は、デジタル社会における「インフラ」の形成として、公益性を評価する可能性が高まるのではないか



## 課題② データ利活用の目的 (3)

- データ利活用目的として、想定すべき内容は何か

例：

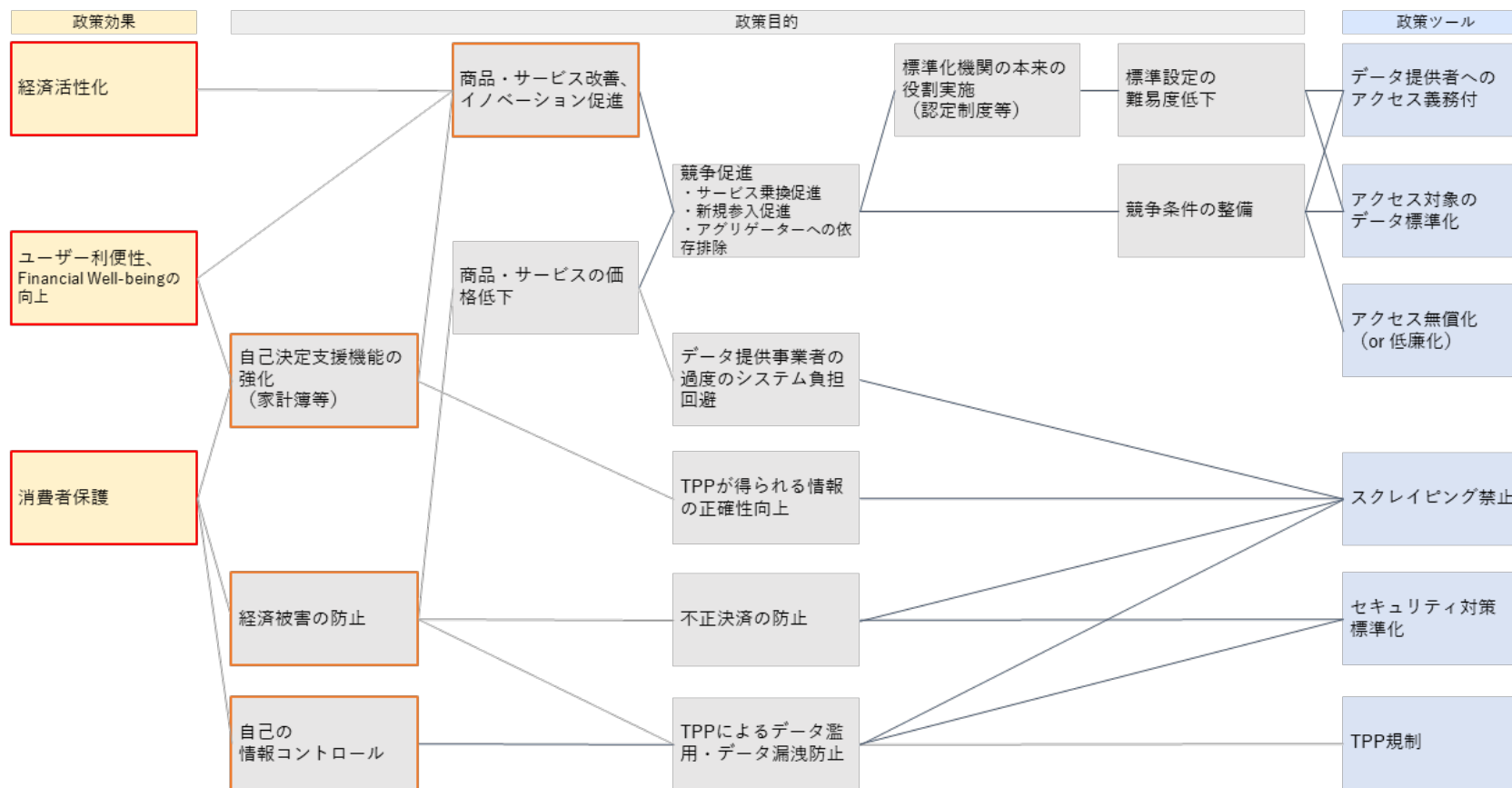
- 経済活性化（既存事業者間の競争促進、イノベーション/新規参入促進）
  - 一部の事業者のみがデータ利活用をすることは、日本全体での課題を解決できないことから、様々な主体が合理的条件に基づいてデータを利活用できる環境を整備することは、極めて重要ではないか
- エンドユーザーの利便性向上
  - 自然人だけでなく、中小企業における省力化なども含まれ得る
- エンドユーザーの保護
  - 金融分野では消費者保護の視点も重視され始めている
- 目的の中で政策的優先度が高いものはどれか
- 目的に即した政策ツール採用が必要ではないか（次スライド参照）





## 課題② データ利活用の目的（参考）

- 下記は米国の消費者金融保護局が2024年10月に公表した金融データへのアクセス規則についての解説文書から解き起こした、政策効果・政策目的・政策ツールの関係性を図示したもの



(出典)  
米国消費者金融保護局資料より  
当研究所で作成



## 課題② データ利活用の目的 (4)

- 産業データについても、欧州のデータスペースの整備や国際的な制度・標準などの関係や、産業分野ごとに求められる取り組みとの関係で、整理が進みやすい領域があるのではないか

例：

- カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボンに関するデータの提供をサプライチェーンに求めようとする取り組みが進んでいる（欧州電池規則、Catena-X等）
- 経済制裁、AML/CFT、人権保護、安全保障、公平な徴税担保等の横櫛での共通対応が求められるようなテーマについては、カーボンに限らずインセンティブを構成する可能性が高いのではないか
- 重点的にイノベーションを推進する国家戦略があるような分野について、データの整備も、そのような分野戦略の重要な前提として、戦略的に行っていく必要はないか
  - 半導体、AI、データセンター、人口減少対策（地方創生）、防災等



## 課題③ 公的関与・介入が必要な分野・領域の明確化

- 公的関与や介入の必要性が生じる分野・領域をどの様に特定できるか
- 特に集中して公的関与や介入手段の整備を進めるべき範囲はどこか
- 上記整備を行うための正当化の根拠は何か

例：

- 公費が投入されている産業、業務である
- 独占業務、規制産業業務、新規参入が困難な分野の業務である
- 他で代替不可能なデータを生成している（実態として社会インフラ的な要素を有している）
- 生命、身体、財産の保護など、基本的人権の確保に必要である
- 画期的なイノベーション促進、エンドユーザーの利便性向上が期待される



## 課題④ データの生成・定式化・標準化（1）

- データの標準化の前段階として、データ提供者における業務の標準化が必要ではないか
  - データ提供者の例としては、病院、学校、銀行、クレジットカード、電車・バス、タクシー等
  - 場合によりデータ標準化のみを行うことで十分か
- アグリゲーター、ポータル、ハブ等の役割を担う事業者（データ集積・交換者）が、上記標準化作業を行うことが適切かどうか
- データの整備にあたり、網羅性・正確性をどの範囲で要求するかは重要な論点になる（関係者又は公的支援の増加にも関わるため）



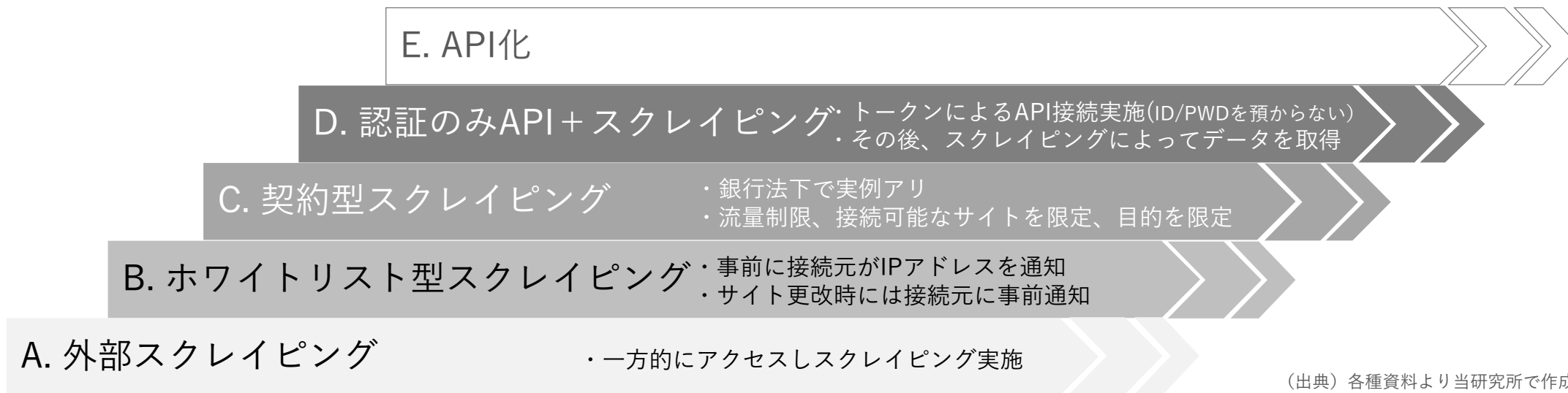
## 課題④ データの生成・定式化・標準化（2）

- 内容によってはデータの最新性が重要。リアルタイム・動的データの必要性をどのように考えるか
  - マイナポータル経由の検診等情報の確認は2-3ヶ月後になるとすると、平時の診療等では十分に利用ができない
  - 交通の動的データの生成には新たな設備投資が必要になるが、利用者利便は大きい
- 個人、個人事業主、法人を含めたID、電子署名、タイムスタンプ等の定義・制度のアップデートや、E-DELIVERYをどう考えるか
  - マイナンバー、ベース・レジストリとの関係をどう考慮するか
  - データアクセス時にステークホルダー間での契約等を求めない場合、組織の実在性や認可を受けたことの電子的な証明、確認機構が必要ではないか
  - IoT機器など、大量設定が必要なIDの体系をどのように考えるか
  - 分散型IDのフレームワークや、トラストアンカーをどのように担保するか 21



## 課題④ データの生成・定式化・標準化（3）

- データへのアクセス方式はAPIとすべきか
  - 状況に応じスクレイピング方式も検討すべきではないか
    - セキュリティ懸念の軽減やアクセスの安定性向上が可能な方式も存在



- 標準化の対象となるべきデータは何か



## 課題⑤ セクター毎の検討の必要性

- 課題①～④の論点を踏まえ、共通的な検討のフレームワークは念頭に置きつつも、データの実際の生成・保有状況、ユースケース等に鑑み、詳細な検討は各セクター毎に行うことが適切ではないか
  - EUでも「EUデータ戦略」等を共通の枠組としつつ、個別分野についてはデータスペースでの議論を実施
  - 金融分野ではオープンバンキングで実際のビジネスニーズに紐づいたユースケースが出現。一方でデータへのアクセス構造は他セクターとは異なる面がある
  - セクター間を跨った過剰な共通化は回避しつつも、可能な範囲で重複投資を避ける工夫は必要ではないか（例：ID、認証・認可等）



## 課題⑥ データへのアクセス条件（1）

- データ生成（デジタル化/標準化）自体に関する義務付けは必要か
  - 必要な機材等の不足によりそもそもデータ生成自体が困難な場合、財政による支援等が必要ではないか
- 実際のデータの提供者として適切なステークホルダーは誰か
  - データ提供者（データを提供可能な事業者等）
  - データ集積・交換者（アグリゲーター、ポータル、ハブ事業者等）
- データ提供者又はデータ集積・交換者に対して、エンドユーザー又はデータアクセス者からのアクセスを義務付ける必要があるか
  - 事業上の判断余地を残すことはあるか
  - 範囲を限定しての義務付けが可能か





## 課題⑥ データへのアクセス条件 (2)

- データ生成から利活用までの、ステークホルダーにおける合理的な活動のために、どの様な経済条件を設定させるべきか
  - 公費投入や政策的恩恵の存在をどのように評価し、その他のインセンティブ設計と組み合わせるか
  - データ提供に係る費用をステークホルダー間でどう分担するか
  - アクセス確保に向けたデータ整備を想定した場合のステークホルダー（特にデータ提供者）の負荷の把握【再掲】
  - アクセスに関する金銭的補償の在り方
    - 原則無償化／一定量までのアクセスを無償化／設定する補償価格原則に沿って算定／オークション方式等を利用／民民交渉に委ねる 等
- ステークホルダー間の優越的地位の有無・内容についてどう評価するか



## 課題⑥ データへのアクセス条件 (3)

- アクセスをどのステークホルダーに許容するか
  - エンドユーザー
    - 自然人に限定されるか、中小企業等の法人も含まれるか
  - データアクセス者
    - 当該分野の事業者団体、行政組織等も考えられる
- 上記アクセスを許容したステークホルダーとユーザーとの法令上の関係性をどの様に整理するか
- アクセスに契約を求める場合、N対Nの契約を許容するか。契約の一元化を検討するべきか。



## 課題⑥ データへのアクセス条件（4）

- データへのアクセスに対して、データ提供者からの逆方向のアクセスを求めるべきか（互恵性（Reciprocity）の観点）
  - 他の事業者が保有しない大量のデータを保有するアグリゲーター、ポータル事業者（データ集積・交換者の一部）に対して、更にエンドユーザー・別のデータアクセス者からのアクセスを求めるべきか
  - いわゆる「ベンダーロックイン」を避けるための別途の方策が必要か
- データアクセス者に対する、データ提供者の事業との競業回避義務を設けるべきか



## 課題⑥ データへのアクセス条件 (5)

- データアクセス者に対する登録制等の事業者規制が必要か
  - 状況により、業界団体によるメンバーシップ制なども採りうるか
- データアクセス者がデータを利活用するにあたり、フィデューシャリーデューティ的な規制が必要か。
  - その際の体制として、どのようなリスクを認識しする必要があるか
- データアクセス者を非差別的に取り扱う規制が、データ提供者に対して必要ではないか



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

## データ保護の在り方



## 課題⑦ 基本的な考え方

- リスクベースアプローチを採用し、法規制と技術的対応を組み合わせ、組織・個人のガバナンスの仕組みを設計し、リスクを受容可能なレベルに低減させることが基本ではないか
- そもそも、データ提供事業者に対してコスト負担が高い対応を求めすぎると、反競争的な仕組みとなる可能性があり、一定の限度があるのではないか
- 横断的に取り組む原理、基本的な理念はどの様なものか
- 例えば、データ保護、競争政策（イノベーション促進を含む）、消費者保護的な理念や視点が必要ではないか
- 技術・社会の環境変化が早いことを踏まえ、アジャイル・ガバナンスの視点を持ち、変化に応じた修正能力を確保することを重要な視点として持つべきではないか



## 課題⑧ 利活用推進機構、監督機構の整備

- データ利活用に関する推進機構と、監督機構の関係性はどのように整理するか。同一の組織体が担うことによる弊害は無いか
- 推進機構、監督機構の設定の必要性は何か
- 推進機構、監督機構に求められる役割は何か
  - 英国のオープンバンキングではAPI標準化等を行う機構を競争・市場庁が主導して設立し、標準への準拠確認や統計情報の収集を行っている



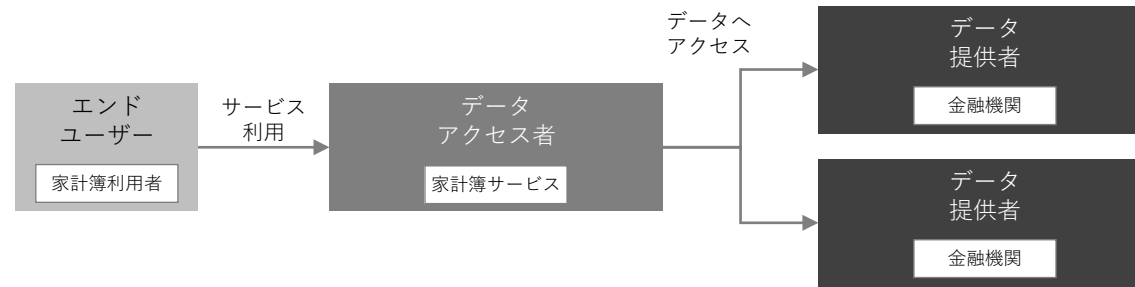
## 課題⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応(1)

- どのような利用者保護、セキュリティ対応をステークホルダーに求めるのか
  - サイバーセキュリティの観点から、必要な対策はあるか
- 利用者保護、セキュリティ対策水準をどのように設定するのか
- データの利活用・提供・閲覧により生じるリスクがどの程度か、データの内容・分野等により考慮すべき弊害が異なるが、実質的リスクを踏まえて検討が必要ではないか
- リスクの具体的な把握手段の検討が必要ではないか
  - 公的機関による金融分野での不正利用率の把握など



# 課題⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応（参考）

- ステークホルダーに課される事業者等規制の枠組の考え方（一例）



API等による 情報連携時特有の 対応	事業者間での情報連携時の セキュリティ強度担保	・ Open ID Connect/FAPI等への準拠確認
	情報漏洩・ 不正利用発生時の対策	・（データアクセス者とデータ提供者間の契約等による）責任分界点の明確化 ・ 法令による保険加入義務付（EU等※） ※アクセス時に契約が不要のため、その代替措置的な側面がある
一般的な事業規制に おける対応	各事業者における 情報漏洩対策	・ 事業者規制の中での対策義務付け ・ Pマーク、ISMS取得（自主的対応等） ・ 業界団体による自主規制

注）上記はあくまで各国における対応の例であり、全ての対策を講じている国は無い

（出典）各種資料より当研究所で作成



## 課題⑨ データアクセスに関する規制、セキュリティ対応(2)

- リスクが十分に把握できているという前提の下ではあるが、生命・身体への保護に必要な場合や、利用者保護措置等がステークホルダー間で十分に整備されている場合には、データアクセスに関する同意を不要とできるケースは想定されるのではないか

例：

- 救急搬送時における既往症例、服薬歴、通院歴等の救急隊員や搬送先医院への情報提供時
  - 患者が意識不明の場合等には生命・身体等保護のため、例外的に提供可能なケースとして一部整備されたが、そこまで極端に危機的ではない場合でも、十分に正当化の根拠が示せる場合もあると思われ、同意取得を不要とすべき範囲はより広いのではないか
- 更新系API利用時に、不正利用のリスクを電子決済等代行業が負うという前提の下での、送金／振込時
  - 口座を有する金融機関側の認証（エンドユーザーからの同意）を不要とできるのではないか
- ガバメントアクセスに関しては憲法上重要な役割も与えられており、リスクマネジメント対象としての留意も必要ではないか



## 課題⑩ プロファイリング、ダークパターン等への対策

- プロファイリング、ダークパターン等の行為を抑制するために、どのような対応を行うべきか
- 入口規制から出口規制への移行をはかるために、分野ごとのリスクやフィデューシャリーを考慮して、どのような対応を求めていくか
- 行為義務や事前の禁止等の形で規定することが必要な事項はあるか
- 責任制裁制度の導入や、行為義務や調査への協力義務付けなどが必要かどうか



## 課題⑪ オプトアウトの扱い

- データの収集自体と、当該データへの第三者からのアクセスについて、それぞれオプトアウトを認めることが、公共財／準公共財としての扱いが期待される場合、その性質に照らして適切かどうか
  - 個別分野ごとに、実情を踏まえて丁寧に議論されるべきではないか
- 仮にオプトアウトを認める場合には、その要件や効果を十分に整理した上で、そのディスインセンティブについても考慮が必要ではないか
  - オプトアウトを認めることで、データの収集自体に困難を生じる場合がないか
- その他、データ収集等に際して、考慮すべき事項はあるか



## 課題⑫ コンプライアンスコスト低減に向けた新技術の活用

- コンプライアンスコストの低減手法として、新技術を積極的に導入していくことが考えられるか
  - 秘密計算などのプライバシー強化技術※を用いることにより、元データを直接共有することなく、必要な演算結果を得られるケースが出てきている
- 現在のAI技術を応用することで、モニタリング作業の自動化等の効率化なども期待される
- この様な技術によりリスクが合理的に減殺され得る場合には、その効用を評価しつつ、導入に向けた検討をアジャイルガバナンスの観点から行うべきではないか

※PETs: Privacy Enhanced Technologies



## 課題⑬ 1次利用時の課題(1)

- 準公共分野を中心とする個人情報に関する情報連携の実現
  - 同意による個人情報取扱いの限界を踏まえた新たな規制手法整備が必要
    - [https://policy-ri.jp/policy\\_advocacy/240117\\_proposal](https://policy-ri.jp/policy_advocacy/240117_proposal)
  - (産業データ側でも考慮しうるが) 社内組織、個別の担当レベルでのアクセス、権限管理の実質化と、規律への反映などをどのように考えるか
- クラウド上のデータの取扱いの整理 (一般的には必要な限度で整理されているものの、分野ごとの議論ではクラウド利用に関して議論が生じることもある)
  - クラウドサービス契約者のアクセス確保、相互運用性
  - セキュリティ確保に関する責任分界、プラクティスの共有



## 課題⑬ 1次利用時の課題(2)

- 産業データに関する観点
  - 課題② データ利活用の目的 (4) で指摘したインセンティブ設計を行いうる領域での取り組み強化
  - サプライチェーンでの協力関係の構築をどのように行うか
  - データ共有にあたり、営業秘密保護のバランスを取ったガバナンスを提供できているか
- 分野間連携に当たっての連携推進のためのフックをどのように作るか
  - 金融データと商取引データとの連携
  - スマートシティでの連携 (医療アクセス向上のための医療アクセスと交通関連情報の連携など)
- 地方公共団体等の行政事務や準公共領域での税データの取扱をどうするか
- IoTデータ等については、自動連携に向けたコンプライアンスの組み込み
- 分野によりデータの困り込みが生じることがあるが、競争環境維持、個人・中小企業等の利用者保護の実行的な仕組みをどのように整備するか



## 課題⑭ 2次利用時の課題(1)

- 公的、学術、研究開発目的等での2次利用に際しては、検討すべき枠組はないか
  - 公的、学術目的での2次利用については、政府のEBPMの推進体制の在り方を併せて検討する必要はないか。
  - 統計法に基づく個票データの行政組織内での2次利用、更に統計法の枠外で実施されるアンケート結果等についても、政府横断的な整理やガバナンスの確立が必要ではないか
  - 民間から公的目的等のために提供されるデータの利活用については、個人情報保護法上での課題の整理や、法的根拠の確立（次スライド）、迅速に官民間で締結可能な秘密保持契約等の雛形の整備等も有効ではないか
  - 営業秘密など個人情報以外の論点についても整理が必要でないか
  - 民間からの公的目的等のためのデータ提供については、世論の賛同を得にくい場合があるため、何らかの措置が必要ではないか





## 課題⑭ 2次利用時の課題(2)

- 公的、学術、研究開発目的等での2次利用に際して、検討すべき枠組はないか
  - 日本においても個人情報保護法の法令例外も含め、民間側が「できる」規定はあるが、政府側がどのように取得できるか、民間側にデータを取得する根拠として示せる根拠が薄いのではないか
    - コロナ禍でのヤフー、マネーフォワード等の行政利用に向けた統計データ提供の例
  - 民間から公的目的等のために提供されるデータの利活用に関する制度的枠組が必要ではないか
    - EUの「データ法」には公的部門組織による、民間企業が提供するデータへのアクセス・利用が可能な場合の規定が置かれている
      - 公的な緊急事態の場合は、個人データを含むデータへの公的部門からのアクセスが一定の条件下で認められている（データ法第15条1.(a)）
      - 非個人データについては、市場価格を提示しての購入が不可能な場合などに、公的部門からのアクセスが認められる（データ法第15条1.(b)）



## 課題⑮ 政策手段(1)

- 発展ステージに応じた対応が必要になると考えられ、データ連携を進めるタイミングと、さらに拡充していくタイミングなど、各段階での検討が必要ではないか
  - 一部の大規模事業者等を対象に先行して取り組みを行うことや、データ生成・収集、アクセス条件等を次第に変化させて行くことも考えられるところ、他国でも少なからず実施されていると理解
- コンプライアンスに関する共通化や自動化を進めていくことができる方策の検討が必要ではないか
- データを利活用する場合に、協調行為の促進が重要であり、関係者のインセンティブ設計をしながら（純粹な意味での）競争法における整理を進めることが必要ではないか
  - 「供給制約社会での規制改革メモ」（2024年11月12日規制改革推進会議参考資料1）第4参照 ([https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/241112/241112general\\_ref01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/241112/241112general_ref01.pdf))



## 課題⑮ 政策手段(2)

- 国際連携枠組み等の関係での議論と国内でのデータ整備の議論、また、EU等の個別にデータスペース等を進める国とのバイの連携をどのように考えるか
- EBPMやコストアナリシスを踏まえた、政策や規制の転換をどのように図っていくべきか
- データ利活用に関するコミュニティ、人材育成の整備なども含めて、共通の言語、社会的な共通の土台を整備したエコシステムを強化していくことそのものも重要ではないか（サイバーセキュリティなど民間でもコミュニティ・人材育成が進む領域もある）



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute

補足：  
オープンデータ関連



## ⑩ オープンデータに関する取り組み（欧州）

- 欧州では公的機関が提供する「高付加価値なデータ」について、APIによる提供を義務付けている

欧州

- オープンデータ指令（2019年7月発効）

前身である指令から、以下を改善

- ・ 商業的な価値の高い動的なデータの利用ニーズが増加しているため、APIによるリアルタイムでのデータ提供を促進

→ 公的機関が提供する高付加価値なデータ（下表）についてはAPI実装を義務付け

高付加価値データ	内容
地理空間	行政単位、建物、農地等
地球観測及び環境	リモートセンシングデータ等
気象	48時間以上先の警戒警報、降水量、風速等
統計	工業生産、輸出入、観光（居住者/非居住者別）、消費者物価指数、GDP、人口、出生率、死亡率、雇用、貧困率（教育レベル、所得レベル）、失業率（性別、年齢層、教育レベル）等
企業、企業の所有権	企業名、ステータス（活動中、解散、登録抹消等）、登記日、事務所所在地等
モビリティ	道路、鉄道、航空、水上輸送ネットワーク等

（出典）[欧州委員会実施規則](#)等から作成

- ・ 公的部門による過大なデータ課金の回避
- ・ 公的資金による研究データは基本的にオープン化の対象とする



## ⑰ オープンデータに関する取り組み（米国）

- 米国では民間提言から始まった取組を支える形で、法整備等が行われてきている

米国

- オープンデータガバメント法（2019年1月大統領署名）
  - ・ 上記法整備の前から、市民の提言に基づいて「Data.gov」のサイトを開設
  - ・ 上記法により改めてData.govサイトへの連邦機関によるデータ提供を義務付け
    - ・ メタデータ付与も義務化されている
- Data.govの様にオリジナルデータを掲載するだけでなく、公共データを利活用するサイトやアプリが多数設けられている

サービス（アプリ）名称	内容	元データ
<a href="#">Beyond Floods</a>	特定地域で洪水被害に遭うリスクの評価、洪水保険の見積もりが得られるサービス	海洋大気庁（NOAA）のデータを利用
<a href="#">Fooducate</a>	市販の食品のバーコードから栄養価を調べることができるアプリ	労働省統計局等のデータを利用
<a href="#">Bank Local</a>	地域に積極的に投資をしている銀行を検索できるサービス	連邦預金保険公社（FDIC）のデータを利用

（出典）各種資料より当研究所で作成



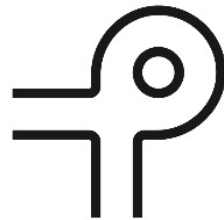
# ⑱ 国際比較を踏まえての準公共で注力すべきセクター

- 医療、教育、金融については、本年度の会議の主たるテーマに含まれていると認識
- 各国がデータアクセス整備に注力するセクターは以下のとおり
- エネルギー等の生活インフラ、モビリティ、不動産、通信、農業等は注力すべき準公共セクターではないか
  - 注：電気事業法は、我が国の中で法整備がなされた数少ない分野であり、一定の取組が進んでいる認識

国	対象セクター																				
	銀行	金融	エネルギー	モビリティ 運輸交通	ヘルスケア 医療	教育	不動産	通信	農業	レジャー 余暇/観光	プラット フォーマー	小売	雇用/労働/ スキル	福祉	環境	製造業	研究 開発	文化遺産	言語	犯罪	政府
EU	●	◎	○※1	○※1	◎				○※1	○※1			○※1		○※1	○※1	○※1	○※1	○※1		○※1
米国	◎	○		○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2						○※2					○※2	○※2
英国	●	◎	◎	◎			○	◎				○									
豪州	●	◎※3	●	○	○	○		◎※3	○		○	○									○
韓国	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎							
ニュージー ランド	◎		◎																		

●制度導入済み  
◎制度検討中  
○制度検討中（優先順位劣後）  
※1 EUでのデータスペース整備の検討対象領域  
※2 米国オープンデータカタログ（Data.gov）でデータダウンロード回数上位100のデータの対象領域  
※3 豪州は通信、金融領域への拡大を一時停止中

（出典）EU「データスペース」カタログ  
米国「Data.gov」  
英国「スマートデータロードマップ」  
豪州「戦略アセスメント報告」  
韓国「[国家MyDataイノベーション推進戦略](#)」  
ニュージーランド [ビジネス・イノベーション・雇用省サイト](#) より当研究所で作成



プロトタイプ  
政策研究所  
Policy Research Institute